

### 建築基準法の道路に係る認定手数料

区分	関係法令	手数料
建築物の敷地と道路の関係の 建築認定申請手数料	法第43条第2項第1号	43,700円
く既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る範囲の認定	施行令第137条の12第11項	70,000円
既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築に関する制限の適用除外に係る範囲の認定	施行令第137条の12第12項	70,000円

### 構造計算適合性判定手数料

区分	国土交通大臣認定プログラムを使用する場合	左記以外の場合
構造計算1件に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	100,000円	150,000円

### 認定・許可手数料

仮使用認定申請手数料	130,000円
仮設建築物建築許可申請手数料	130,000円

### 一定の複数建築物認定申請手数料

総合的設計による1団地の建築物の 特定認定申請手数料	建築物の数が2以内である場合にあっては94,900円、建築物の数が3以上である場合にあっては94,900円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特定認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては94,900円、建築物の数が2以上である場合にあっては94,900円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の 建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては94,900円、建築物の数が2以上である場合にあっては94,900円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額

### 一定の複数建築物認定取消申請手数料

複数建築物の認定の 取消申請手数料	建築物が現に存しない場合にあっては15,800円、建築物が現に存する場合にあっては15,800円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算した額
----------------------	--